

2
3 施策項目 16

4 教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進

5
6 施策の方向性 ～10年後を見据えて～

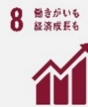
- 7 ○ 教員の資質・能力の向上に向けて、教員養成大学*をはじめとする関係機関と連携して教員の養成・採
8 用・研修の一体的な改革を進めるとともに、広域分散型の本道において求められる人事配置や研修の充
9 実に取り組みます。
- 10
- 11 ○ 教員の採用選考検査の方法や内容について、不断に見直しを行い、強い使命感や社会性、実践的指導
12 力など、教員育成指標*を踏まえた北海道が求める資質・能力を十分に備えた教員の採用に取り組み、安
13 定的な学校体制の構築を目指します。
- 14
- 15 ○ 社会の変化を前向きに受け止め、子供一人一人の学びを最大限に引き出す質の高い指導ができるよ
16 う、教員を目指す学生や教員が継続的に知識・技能を習得できるようにします。
- 17
- 18 ○ 時代の変化が大きくなる中で、社会のニーズに対応するため、多様な知識・経験を持つ学校外の人材
19 と連携した教育を推進し、教育の質の向上を図るための資質・能力の習得できるようにします。
- 20
- 21 ○ オンラインを活用した研修プログラムの一層の充実を図るなど研修の効率化と質の向上を図るととも
22 に、教員が主体的に学び続け、資質・能力の向上に取り組むことができるよう研修環境の改善・充実に
23 努めます。

24
25 主な取組

- 26 ○ 教員養成大学等と連携した教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進
- 27 ・ 教員養成大学や市町村教育委員会等と連携した草の根教育実習システムなどの取組強化
 - 28 ・ 教員養成段階における学生の資質・能力の向上に向けた教員養成大学との連携強化
- 29
- 30 ○ 意欲と能力ある学生の確保に向けた教職の魅力向上に関する取組の充実
- 31 ・ 教員ポータルサイトにおける北海道内外の教員を目指す学生・社会人に対する情報発信
 - 32 ・ 高校段階から教職への意識高揚のため、明確な目的をもって教員養成大学を志望できるよう支援す
33 る高校生向け教員養成セミナーや、市町村教育委員会と連携した高校生インターンシップの取組推進
 - 34 ・ ホームページやSNS等を活用した広報活動の取組充実
- 35
- 36 ○ 教員育成指標の趣旨を踏まえた教員採用選考検査の工夫・改善
- 37 ・ 教員採用選考検査について、大学生等にアンケートを実施し、方法・内容の充実
 - 38 ・ 電子申請による応募や実施要領の簡素化、2次検査の受検地選択制など、実施方法の工夫・改善に
39 による受検者の確保
- 40
- 41

42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83

関連する SDGs の目標



○ 地域特性を踏まえた人事配置、遠隔システム等を活用した教員研修*の実施

- ・ 地域枠採用や広域人事の推進など、地域間の教職員の年齢や経験の差などを踏まえた教職員構成の適正化に向けた教職員人事の促進
- ・ **全道、全国の教員と共に学び、教員としての視野を広げ、本道の教育課題の解決に即戦力として携わる資質能力を高めることができる道内外教職大学院等への教員長期派遣の実施**
- ・ 大学等との連携による、多様な研修コンテンツの提供等、個別最適な学びへの対応
- ・ オンラインミーティング*や集合型の演習等、教員同士の協働的な学びの設定
- ・ 個別最適な研修を選択し主体的に資質能力の向上に取り組むことができる仕組みの構築



- ・ 教職の魅力向上について、ホームページや SNS 等を活用した広報活動の取組
- ・ 教員採用選考検査における電子申請の導入
- ・ 遠隔システム、オンデマンド形式を活用した研修の効率化

【推進指標】

指 標	現状値	目標値
教員採用選考検査の受検倍率	道教委	
指導計画*の策定に当たって、人的資源等の外部資源を含めて活用し効果的に組み合わせている割合	道教委 教育活動等に関する調査	
個々の教員が自身に必要な研修を選択し受講するなど、主体的に資質・能力の向上に取り組んでいる割合	文科省 全国学力・学習状況調査	



担当課 HP

●教員養成大学

教育職員免許状の取得が卒業要件となっている大学。

●教員育成指標

平成 29 年 4 月に改正教育公務員特例法が施行され、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に策定が義務づけられた、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質能力に関する指標。

●遠隔システム等を活用した教員研修

会場までの移動と旅費、会場使用料などの経費削減や研修機会の拡大を目的とした ICT 機器、Wi-fi 環境を利用した研修。

●オンラインミーティング

ネットワークを介した電子会議で、パソコンやタブレット端末などの電子機器と、インターネット環境のみで手軽に利用できるもの。

●指導計画

各学校で設定する学習指導要領に基づく教育目標を実現するため、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画として編成される教育課程を具体化したもの。

2
3 施策項目 17

4 働き方改革の推進

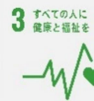
5
6 施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 7 ○ 学校における働き方改革は、各学校の教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に
8 活用しながら、真に必要な教育活動に注力するために行う取組であり、学校運営（マネジメント）その
9 ものであるという考え方のもと、各学校における学校改革の取組を支援します。
- 10
- 11 ○ 校長のリーダーシップの下、教員一人一人が、**ワークライフバランス**※の視点を持ちながら、自らの授業
12 を磨き、人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を実践します。

13
14
15 主な取組

- 16
- 17 ○ **本来担うべき業務に専念できる環境の整備**
- 18 ・ 学校における働き方改革の手引「Road」の積極的な活用の促進
 - 19 ・ クラウドサービスやデジタル教材、**校務支援システム**など、ICTを積極的に活用した教育活動や業
20 務の推進
 - 21 ・ 学校における働き方改革の趣旨が保護者や地域の方々に浸透するよう、積極的な情報提供や広報活
22 動を展開
- 23
- 24 ○ **部活動指導に関わる負担の軽減**
- 25 ・ 生徒のけがの防止や心身のリフレッシュ、教職員の過度な負担の抑止を図るため、「北海道における
26 部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日の完全実施を推進
 - 27 ・ 技術指導や安全管理を交代で行う「複数顧問」や、教職員に代わって指導を行う「部活動指導員」
28 の配置の推進と効果的な活用
 - 29 ・ 国の部活動改革の方向性を踏まえ、休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す
30 実践研究の推進とその成果の普及
- 31
- 32 ○ **勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実**
- 33 ・ 教職員の在校等時間の客観的な計測・記録及び公表
 - 34 ・ 定時退勤日の実施や年次有給休暇の取得促進など、**ワークライフバランス**を意識した働き方の推進
 - 35 ・ 教職員が休養を取りやすい環境を整備するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定を
36 推進
- 37
38
39
40
41

関連する SDGs の目標



○ 教育委員会による学校サポート体制の充実

- 45 教職員のストレスチェックや産業医による面接指導の実施など、メンタルヘルス対策の推進
- 46 調査の必要性や手法の妥当性を考慮するなど、学校を対象とする調査業務の見直し・精選の推進
- 47 学校が抱える諸課題に対し法的な観点から相談に応じるスクールロイヤー（弁護士）の配置と積極的な利用の促進



- ・ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ・ ICT を積極的に活用した業務等の推進
- ・ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

【推進指標】

指 標	現状値	目標値
時間外在校等時間が1か月45時間以内となる教育職員（主幹教諭・教諭）の割合	文科省、道教委 勤務実態調査、時間外状況調査	
時間外在校等時間が1年間360時間以内となる教育職員（主幹教諭・教諭）の割合（道立高校）	道教委 出退勤管理システム	
市町村立学校の時間外在校等時間を公表している市町村の割合	道教委 アクション・プラン取組状況調査	

担当課 HP



●ワークライフバランス

「仕事（ワーク）」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「生活（ライフ）」のバランスが取れた状態

●働き方改革手引「Road」

北海道の学校現場における業務改善を進める際の手引きとして、民間コンサルタントによる業務改善の提案を学校経営に熟知した校長経験者のアレンジを加え、令和2年（2020年）3月に発行

2
3 施策項目 18

4 学びのセーフティネットの構築

5
6 施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 7 ○ 経済的理由等により就学の機会が損なわれることがないよう、支援を必要とする全ての児童・生徒や
8 保護者に対する就学支援に関する制度の活用を推進します。
- 9
- 10 ○ 高齢の方や不登校経験者など、様々な事情から十分な義務教育を受けることのできなかつた方など、
11 多様なニーズを踏まえ、それに応じた学習機会の場の提供を図ります。
- 12
- 13 ○ 高校における学び直しなどの学習支援や、教育相談の充実などによる中途退学の防止に向けた取組を
14 推進するとともに、高校中退者に対しては、社会的自立に向けた途切れのない支援体制の充実が図られ
15 るよう、関係機関等と連携した取組を進めます。
- 16
- 17 ○ ヤングケアラー*や生理用品の入手に困難が生じている児童生徒の実情に応じた相談機会を確保する
18 ことや、学校においてヤングケアラー等への早期発見・早期対応できる体制を構築できるよう、教職
19 員への研修の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の派遣を
20 通じて、地域において、学校と福祉、介護、医療等の関係機関が連携したきめ細かな支援体制の充実を
21 図ります。
- 22

23
24 主な取組

- 25 ○ 就学に係る経済的支援の推進
- 26 ・ 市町村が実施している要保護者及び準要保護者に対する就学援助制度をはじめ、高校生に対する就
27 学支援金や奨学給付金制度、特別支援学校等への就学者に対する就学奨励制度等の活用を推進
- 28 ・ 各種支援制度の保護者向け啓発資料作成や道教委 web ページ、広報媒体を活用した保護者等への制
29 度周知の強化
- 30 ・ 就学援助制度の適切な実施と保護者に対するわかりやすい制度周知や簡便な申請方法の実施など更
31 なる制度活用に向けた市町村教育委員会への働きかけの徹底
- 32 ・ ICT を活用し、支給事務担当者を対象とした研修会の開催や質疑応答集の作成等による制度の適正
33 な運用の指導
- 34
- 35 ○ 学びの機会の保障
- 36 ・ 学識経験者や関係団体等で構成する「夜間中学等に関する協議会」において、教育機会の提供の在
37 り方について検討・協議
- 38 ・ 市町村と連携し、地域の実情を踏まえた学習ニーズの把握やニーズに応じた学習機会の提供に向け
39 た取組の推進
- 40 ・ 札幌市立の夜間中学校における開校までの取組や開校後の教育活動を通して得られた成果、通学し
41 ている生徒の声などを収集し、教育機会確保に関する認知度の向上のための情報発信
- 42 ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導に向け、教員を対象とした研修や優
43 れた事例の提供など、市町村教育委員会や学校の取組の支援
- 44

45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82



- **高校中退者の社会的自立に向けた途切れのない支援体制の充実**
 - ・ 高校における個に応じた学習指導やスクールカウンセラーの派遣等による教育相談の充実
 - ・ 中途退学者等に高等学校卒業程度の学力を身に付けるための学習相談や学習支援等の取組の充実
 - ・ 地域若者サポートステーション*などの関係団体と連携した就労や経済的自立の支援
- **ヤングケアラー等の児童生徒の状況に応じた支援体制の充実**
 - ・ 道教委の電話・メール、SNS 相談事業において、相談を受け付けていることなどについての周知
 - ・ **学級担任・養護教諭などの学校職員やスクールカウンセラーによる日常的な相談体制の充実**
 - ・ スクールソーシャルワーカーの派遣を拡充するとともに生活支援や福祉制度につなぐ支援の実施
 - ・ 支援について理解の深化を図る教員研修の充実

- ・ 道教委 web ページ、広報媒体を活用した保護者等への制度周知の強化
- ・ ICT を活用し、支給事務担当者を対象とした研修会の開催や質疑応答集の作成等による制度の適正な運用の指導

【推進指標】

指 標	現状値	目標値
新入学児童生徒学用品費等の入学前 支給制度を導入する市町村の割合	文科省 就学援助実施状況等調査	
道内公立高校の中途退学者のうち、「学校生活・学業不適応」を理由とするものの割合	文科省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	
ヤングケアラーに関する教員研修を受講した学校の割合	道教委 教育活動等に関する調査 (今後項目追呼定)	

担当課 HP



- ヤングケアラー**
高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族等の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する 18 歳未満の者。
- スクールカウンセラー**
児童生徒、保護者、教職員に対し、カウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言。援助を含めた検討）を行う心理の専門家。
- スクールソーシャルワーカー**
児童生徒のニーズを把握し、個人に働きかけるだけでなく、学校組織などの仕組みにも働きかけ、家庭の生活環境等や、個人と環境との関係性にも働きかける社会福祉の専門家。
- 地域若者サポートステーション**
厚生労働省が主体となって全国に設置している、若者の就労に向けた支援を行う機関。進路が決まらないまま学校を中退した若者や進路未決定卒業者等も対象であり、コミュニケーション訓練や協力企業への就労体験などの支援を行っている。

2
3 施策項目 19

4 地域と学校の連携・協働の推進

5
6 施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 7 ○ 行政と学校、地域住民、企業等が連携し、子どもたちが主体的に学び、その成果を発信する場を充実
8 させることにより、地域の課題解決や地方創生の実現にする取組を推進します。
- 9
- 10 ○ 学校と地域をつなぐコーディネーターの発掘・育成を推進することにより、地域創生に向け地域と学
11 校が育むべき子どもの資質や学校の取組・課題を共有する体制づくりを行うなど、「学校を核とした地域
12 づくり」を通し、未来を担う子どもたちの豊かな成長を支える地域社会の実現を目指します。
- 13
- 14 ○ 人口減少など社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応しつつ、地域と連携・協働した魅力ある高
15 校づくりを推進し、地域に愛着と誇りをもってふるさとの発展に貢献していく人材を育みます。
- 16

17
18 主な取組

- 19 ○ 学校や行政と連携した主体的に地域に関わる児童・生徒の育成
- 20 ・ 学校と行政が連携した業種・地域・世代を超えたネットワークづくり等、児童・生徒の育成を支える
21 体制づくりの促進
 - 22 ・ 地域や学校に向けた地域の課題解決や地域創生に係る学習成果の情報提供及び情報交換の場の提供
 - 23 ・ 地域社会や学校外の関係機関等との連携による総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実
 - 24 ・ 地域の人材など外部人材を活用した効果的な授業や教材の開発
 - 25 ・ 地域課題探究型の学習活動*の推進
- 26
- 27 ○ 学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進
- 28 ・ 地域学校協働活動推進員等*の活動事例の収集・提供を強化し、市町村における配置を促進
 - 29 ・ 学校や地域の実情に応じた教職員と地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の拡充
- 30
- 31 ○ 地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築
- 32 ・ コミュニティ・スクール*と地域学校協働本部*の一体的推進の支援
 - 33 ・ 学校運営協議会の会議運営や学校・地域の教育活動の推進への支援
 - 34 ・ 学校支援の取組、放課後の子どもの居場所づくりなど地域学校協働活動の支援
- 35
- 36 ○ 多様な学習ニーズに対応した高校づくりの推進
- 37 ・ 地域の自然環境や人材などの教育資源を活用した特色ある教育の充実
 - 38 ・ 社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した多様なタイプの高校づくりの推進
 - 39 ・ 小規模校化した学校の生徒の興味・関心や進路希望等に対応するための遠隔授業を活用した教育課
40 程の充実
 - 41 ・ 「これからの高校づくりに関する指針*」に基づく地域の実情等を考慮した適切な高校配置

関連する SDGs の目標



- ・ 学校・地域の教育活動に関するオンライン上の資料の充実
- ・ オンラインでも参加できる研修会の実施促進
- ・ 遠隔授業による長期休業期間中の進学講習の実施

【推進指標】

指 標	現状値	目標値
学校運営協議会を設置している学校（コミュニティスクール）の割合	文科省 「令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」	
地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会に参画している学校の割合		
地域学校協働活動推進員等を対象とした研修に対象者を参加させた市町村の割合	道教委 該当する研修会の参加者を集計	
遠隔授業により学びに対する興味・関心を高めることができたと感じた生徒の割合	文科省 CORE ハイスクール・ネットワーク構想に係るアンケート調査	

担当課 HP



●地域課題探究型の学習活動

地域課題探究型の学習活動は、地域の住民と生徒が地域の課題に向き合い、多様な経験や技術をもつ地域の人材・企業等の協力を得ながら、課題解決に向けて協働する学習活動です。

●地域学校協働活動推進員等

地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るための地域住民等と学校との間の情報共有のほか、活動のコーディネート等を行う社会教育法に定められた「地域学校協働活動推進員」と道立高校の推進校や市町村立の学校において、所在する地域で同様の活動に取り組む「地域コーディネーター」を指します。

●コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べることのできる制度です。

●地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制であり、①コーディネート機能、②より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校活動の実施、③地域学校活動の継続的・安定的実施、の3つの要素を必須とすることが重要とされています。

●これからの高校づくりに関する指針

北海道教育委員会が、高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに当たった基本的な考え方と具体的な施策を示した指針です。